

平成26年7月1日から自治会、PTA等で行われる行事で、火気器具を使用する場合は、届出が必要となります。

平成25年8月に京都府福知山花火大会火災におきましては、露店の関係者が携行缶で発電機にガソリンを給油しようとしたところ、気化したガソリンに引火して爆発したとみられております。こうしたことを踏まえ、消防機関が火気器具等の使用や危険物を取り扱う露店等の開設を把握し、火災予防上必要な事項について事前指導するために届出を求めます。

■火気を取扱う露店等は「露店開設届出」の提出

【条例第45条】

※消防署・分署へ3日前までに提出が必要

■火気を取扱う露店等に「消火器の準備」

【条例第18～22条】

※原則として露店等ごとの設置が必要



※消火器の準備

原則として、火気器具ごとに消火器（4型以上）1本を準備しなければなりません。ただし、初期消火を有効に行える場合には、複数の火気器具に対して共用して消火器を準備することもできることとします。

●届出時に消火器の配置について指導いたします。



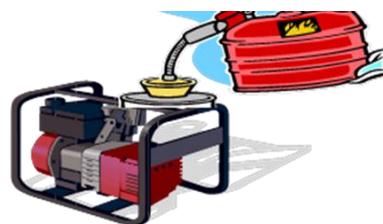
※ 自治会長等（催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等）が取りまとめて提出してください。



主催者の必要事項

- 「露店等開設届出」を管轄の消防署（本署・各分署）に提出
- 火災予防指導事項・自主点検表の活用（届出時に配布）

※ 必要に応じて現地指導



■ 詳しくは、

管轄する消防署（本署、各分署）または、消防本部予防課まで、お問い合わせください。

◆ 彦根市消防本部予防課 22-0332

・消防署本署 22-6119

・北分署 23-0119

・南分署 43-5670

・犬上分署 38-3130